

前橋市旅館業法等施行条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(清純な施設環境が害されるおそれがある施設)</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、学校及び児童福祉施設に類するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法<u>第31条第1項</u>に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(清純な施設環境が害されるおそれがある施設)</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、学校及び児童福祉施設に類するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法<u>第29条</u>に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p>